

○山梨県警察広報活動要領の制定について

〔 令和 2 年 1 0 月 2 2 日
例規甲（総セ）第 2 6 号 〕

山梨県警察広報活動要領の制定について

山梨県警察の行う広報及び報道対策については、山梨県警察広報活動要領の制定について（平成 2 7 年 4 月 1 日付け、例規甲（総セ）第 6 号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、この度、業務の合理化・効率化の観点から、広報活動の実施状況に係る様式の見直しを行い、山梨県警察広報活動要領を別添のとおり定め、令和 2 年 1 1 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。

別添

山梨県警察広報活動要領

第 1 目的

この要領は、山梨県警察における広報活動を効果的かつ効率的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 広報活動の意義

この要領において広報活動とは、山梨県警察に対する県民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、警察業務及び活動の実態を県民に伝える諸般の活動をいう。

第 3 職員の心構え

警察職員は、広報活動の重要性を理解するとともに、その実践者であることの自覚を持ち、あらゆる機会を活用して広報活動の積極的な推進に努めなければならない。

第 4 広報事務

この要領において広報事務とは、次に掲げる事務をいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広報活動に必要な関係機関・団体との連絡及び調整に関すること。
- (3) 広報活動に関する資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (4) 警察の行う施策の目的、内容、結果、活動状況等の広報に関すること。
- (5) 警察関係法令の周知徹底に関すること。
- (6) 報道連絡に関すること。
- (7) 警察施設見学に関すること。
- (8) その他の広報活動に関すること。

第5 総務課長の責務

総務室総務課長(以下「総務課長」という。)は、広報事務の総合的な企画、調査、研究、連絡調整及び指導全般について総括するものとする。

第6 所属長の責務

所属長は、総務課長及び関係する所属の長(以下「関係所属長」という。)と緊密に連携及び協力をし、その所掌する事務に関し適正かつ効果的な広報活動の推進に努めるものとする。

第7 広報官の任務

広報官は、総務課長を補佐し、広報事務を掌理するものとする。

第8 広報担当者

- 1 広報活動を円滑に推進するため、所属に広報担当者を置く。
- 2 広報担当者には、所属の次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長をもって充てる。
- 3 広報担当者は、所属長の指揮を受けて適正かつ効果的な広報活動の推進に努めるとともに、広報官と緊密に連携し、総合的な広報業務運営、報道対応及び連絡調整に当たるものとする。

第9 広報担当補助者

- 1 所属長は、広報担当者が広報対応できない場合、自らが広報対応に当たるほか、適当な幹部を広報担当補助者に指定することができる。
- 2 広報担当補助者は、所属長又は広報担当者の指揮の下、その職務を補佐するものとする。

第10 広報活動実施上の留意事項

- 1 各種広報媒体を積極的かつ効果的に活用すること。
- 2 広報活動の効果を最大限に引き出すため、広報の主題、対象、表現方法、タイミング等を十分考慮すること。
- 3 関係機関・団体との連絡を密にし、その理解及び協力を得て広報活動の円滑な推進に努めること。

第11 報道連絡

1 報道連絡に対する基本的考え方

警察職員は、報道対応の在り方が県民の警察に対する印象を大きく左右するものであることを十分に認識し、報道関係者に対しては誠実に対応するとともに、警察の運営方針、諸施策、諸行事、事件事故の発生及び検挙等に関する報道連絡を適正かつ積極的に実施しなければならない。

2 報道連絡及び取材対応

- (1) 通常時における報道連絡及び取材対応は、広報担当者が当たること。

- (2) 広報担当者が不在、庁舎外における取材対応等広報担当者によることが困難なときは、所属長の指定する広報担当補助者がこれに当たること。
- (3) 広報担当者又は広報担当補助者以外の者は、記者等から取材又は問合せを受けたときは、直ちにその旨を広報担当者に報告し、その対応について指導を受けること。

3 報道資料の提供

- (1) 所属長は、報道資料の提供に際しては、総務課長及び関係所属長と事前協議を行うものとする。
- (2) 報道資料の提供は、原則として書面を作成の上、総務課長を経由して行うものとする。

4 記者発表

所属長は、報道連絡をする場合において、報道資料の提供だけでは正確な内容が報道機関に伝わらないおそれがあるときは、総務課長と協議の上、記者発表を行うものとする。

第12 取材が集中する現場等における報道対応

- 1 所属長は、事件事故の発生現場等(以下「現場等」という。)報道機関の取材が集中することが予想される場合、広報担当補助者等を現場等に派遣するものとする。この場合、必要があると認めるときは、総務課長に対し総務室総務課員の派遣を要請することができる。
- 2 総務課長は、事件事故等の発生に際し、報道機関の取材等により混乱が予想される場合で報道機関との連絡及び調整の必要があると認めるとき、又は1により所属長から職員の派遣の要請を受けたときは、関係所属又は現場等の必要な場所に総務室総務課員を派遣するものとする。

第13 特異事案の通報

所属長は、報道対応等に関して特異な事案を認知したときは、速やかに総務課長及び関係所属長にその旨を通報するものとする。

第14 報道連絡実施上の留意事項

- 1 関係者の人権、プライバシー、名誉等を侵害することのないよう配慮すること。
- 2 捜査活動及び公判に支障が生じることのないよう配慮すること。
- 3 報道資料は、事案の概要を正確かつ簡潔に作成するとともに、連絡漏れのない公平な提供に配慮すること。
- 4 事件事故等の発生に伴う報道連絡は、迅速な対応に配慮すること。
- 5 警察広報上必要なものは、積極的に報道機関へ素材の提供を行うこと。

第15 報告

警察署長は、その月における広報活動の実施状況を別記様式により、翌月10日ま

でに警察本部長に報告するものとする。

別記様式 略